

## 「予防行政のあり方に関する検討会」における「予防行政のあり方について(中間報告)」の取りまとめ

予防課

消防庁では、防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、予防行政について制度全般を検討することを目的として、平成18年7月から「予防行政のあり方に関する検討会」を設置し、幅広く検討を行っているところです。

本検討会における平成18年12月の中間報告後の取組として、平成19年6月に公布した改正消防法への

対応及び最近の重大火災への対応を図るため、大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン、宝塚市カラオケボックス火災や渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえた必要な安全対策について検討し、平成19年12月に2回目の中間報告として取りまとめました。以下、その概要について説明します。

### 大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン

～ 災害想定に基づいた消防計画の作成 ～

#### 1 ガイドラインの目的

改正消防法に基づく事業所における大規模地震等に対応した自衛消防力の確保が実効的なものとなるよう、事業所が作成する消防計画について、作成手順や盛り込むべき内容等をガイドラインとして示すことにより、その内容の充実を図るもの。

#### 2 ガイドラインの内容

##### ■作成手順等

- 一定の規模の地震(少なくとも震度6強程度の地震)の発生を想定し、これによる当該事業所における被害態様を評価し、その結果に基づいて必要な応急対策や実施体制を整理・検討して消防計画に盛り込む。
- 消防計画に基づく訓練の結果等を踏まえ、定期的に見直しを行う仕組み(PDCAサイクル)を導入する。

##### ■盛り込むべき内容

- 地震発生時の応急対策
  - ・ 強い揺れに対する即時の安全行動とパニック防止
  - ・ 防火対象物全体における被災状況の確認とこれに即した活動方針の決定
  - ・ 落下物・転倒物や閉じ込め等に伴う被災者の救出・救護
  - ・ 出火した場合の迅速な初期消火
  - ・ 避難施設や消防用設備等の損壊・機能停止への対応
  - ・ 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
  - ・ 万一に備えた円滑な全館避難

##### ○ 今後、以下のとおり充実強化していく予定

- 各種業態の特性に応じた応急対策等の追加
- 新たな知見や研究成果に基づいた災害想定手法、応急対策及び訓練手法等の追加

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保については、平成18年12月の中間報告で、多数の者が利用する大規模・高層の建築物等における消防計画の作成と自衛消防組織の設置についての提言がなされ、この提言を踏まえた消防審議会の答申を受けて、平成19年6月に消防法の一部改正が行われたところです。

この法案の衆議院及び参議院それぞれの審議において、「事業所の行う防災管理が地震対策の新技术等を踏まえた実効的なものとなるよう、防災管理者等に

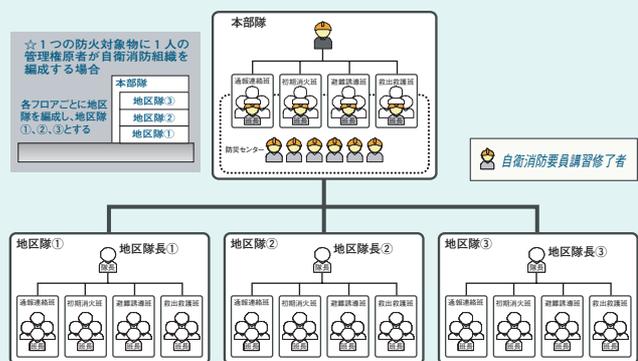
対する講習内容の充実とともに、ガイドラインの作成や情報提供等を行うこと」との附帯決議がなされています。

これを受けて、「予防行政のあり方に関する検討会」では、消防計画作成ガイドライン等検討WGを設置して引き続き検討を行い、今回の中間報告において「消防計画作成ガイドライン」を取りまとめたところです。

なお、本ガイドラインは、今後、消防機関等に通知される予定です。

#### 適切な体制の構築

##### 自衛消防組織の編成



## 宝塚市カラオケボックス火災を踏まえた防火安全対策

平成19年1月に発生した宝塚市カラオケボックス火災を踏まえ、消防庁では所轄消防機関と連携して火災原因調査を行うとともに、全国の消防機関を通じてカラオケボックスの防火安全対策に関する再点検と是正状況のフォローアップ、過去における火災事例の調査・分析等を実施してきたところです。

本検討会では、これらの状況を踏まえつつ、同様の被害を防止する観点から、カラオケボックス等の防火安全対策について、現状と課題を整理し、対応の考え方を取りまとめました。

### 現状と課題

平成19年1月20日 宝塚市カラオケボックス火災  
(死者3人 負傷者5人)  
(建物概要:鉄骨造(地上2階建) 延べ面積218.14㎡)  
防音構造の個室が密集した施設形態であること、自動火災警報設備が設置されていないこと等から、火災発生に気付くのが遅れた利用者が被災

#### <制度的な課題>

カラオケボックスは、火災に気付きにくく、潜在的に逃げ遅れによる人命への危険性が大きい。小規模なカラオケボックスには自動火災報知設備の設置が義務付けられていない\*

※現行基準:カラオケボックス等の遊技場に対しては、原則として延べ面積300㎡以上(地階・無窓階では床面積100㎡以上)の場合のみ、自動火災報知設備の設置が義務付け

#### <営業中のカラオケボックス等における課題>

全国のカラオケボックスに関する防火安全上の再点検の結果、管理面を中心に不備が多く見られるところ。

#### <予防業務の実施体制上の課題>

消防機関が実地に立入検査等を実施することができる範囲には限界がある現状

### 対応の考え方

カラオケボックス等における安全確保のため、次の措置を講ずることが必要

#### 1 カラオケボックス等の危険性に応じた防火安全対策の確保

○すべてのカラオケボックス等\*(既存を含む。)に対する自動火災報知設備の設置の義務付け

\*カラオケボックス等:カラオケボックス及び同様の危険性を有する複合カフェ(いわゆるネットカフェ、漫画喫茶等)

・出火防止の徹底

#### 2 営業中のカラオケボックス等における安全確保

・カラオケボックス等の事業者による自主的な取組の促進  
・消防機関による違反是正の徹底

#### 3 予防業務の実施体制の充実

・消防の広域化等による立入検査・違反是正の体制強化  
・立入検査の戦略的な実施等  
・地域の実情に応じた総合的な取組の推進

## 渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえた可燃性天然ガス対策

平成19年6月に発生した渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえ、消防庁では所轄消防機関と連携して火災原因調査を行うとともに、全国の消防機関を通じて温泉採取場所における安全対策の実態調査、過去における可燃性天然ガスに起因する火災の実態調査等を実施してきたところです。

また、関係省庁により「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議」(消防庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)が設置されるとともに、温泉法を所管する環境省において「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」が設置され、相互に連携を図りながら検討を進めてきました。

本検討会では、これらの状況を踏まえつつ、同様

### 現状と課題

平成19年6月19日 渋谷区温泉施設爆発火災  
(死者3人 負傷者8人)  
(建物概要:耐火造(地上1階地下1階建) 延べ面積153.71㎡)

温泉採取に伴い生じた可能性天然ガスに起因して爆発火災が発生し、ガス漏れに気付かず同じ建物内にいた従業員等が被災

#### <制度的な課題>

温泉採取に伴い発生する可能性天然ガスへの安全対策は、現行の消防法令において規定されていない\*

※現行基準:可能性ガス対策として規定されているガス漏れ火災警報設備は、延べ面積1,000㎡以上の地下街や多数の者が出入りする地階などに対してのみ設置が義務付け

#### <営業中の温泉施設における課題>

温泉採取に伴い発生する可能性天然ガスの火災危険性は温泉施設の関係者に必ずしも認識されておらず、十分な安全対策が講じられているとは言い難い状況

### 対応の考え方

温泉採取に伴い発生する可燃性天然ガスに対する安全確保のため、次の措置を講ずることが必要

#### 1 温泉施設における可燃性天然ガス対策の確保

○温泉施設に対するガス漏れ火災警報設備の設置の義務付け

→ 対象:可燃性天然ガスにより火災の発生のおそれのある温泉採取設備が、屋内に設けられている有人の温泉施設(既存を含む。)

・このほか、屋内における可能性ガス対策として、滞留防止、着火防止、安全管理上必要な監視・制御、応急活動体制の確保等

#### 2 温泉事業者による自主的な取組の促進

・温泉施設を営む者の責務として、自ら対策を実施  
・可燃性天然ガスの危険性や安全対策の必要性等を周知徹底

#### 3 関係行政機関による安全対策の推進

・消防機関による消防法令上の届出・検査等を通じた対策の徹底  
・温泉担当部局をはじめ関連部局との緊密な連携

の被害を防止する観点から、温泉採取場所等の可燃性天然ガス対策について、現状と課題を整理し、対応の考え方を取りまとめました。